

消 防 団 災 害 対 応 の 原 則

	対応	留意点
火 災	発災後、指令センターからの連絡を受け、当該分団が出動する。増隊については豊中市消防局と協議の上、行うものとする。	豊中市消防局の指揮により対応するものとし、危険な対応はしない。
水 害	【発災前】 団長より出動命令があった場合は、その指示により避難等の呼び掛け又は土のう積み等を行うものとする。	避難等の呼びかけは町から避難情報（避難指示等）が発令された場合とする。気象情報等で大型台風の接近が予想される場合には事前に土のう等を確保しておくこと。
	【発災後】 団長より出動命令があった場合は、分団毎に分団管内を巡回し、被害状況を報告する。災害が発生又は発生の恐れがあるときは、団長又は事務局に報告し、その指示を仰ぐものとする。	出動命令があった場合においても被害状況等により出動が危険と判断した場合は出動しないこと。その場合は団長又は事務局にその旨を報告すること。 出動命令は大型台風等が直撃し、被害があった場合とする。 ※出動は台風等が過ぎ去った後に行うことを原則とする。
地 震	震度4以上の地震が発生、かつ、団長より出動命令があった場合は、分団毎に分団管内を巡回し、被害状況を報告する。災害が発生又は発生の恐れがあるときは、団長又は事務局に報告し、その指示を仰ぐものとする。	出動命令があった場合においても被害状況等により出動が危険と判断した場合は出動しないこと。その場合は団長又は事務局にその旨を報告すること。
捜 索	親族等の依頼により、団長の出動命令により、行方不明等の捜索を行う。分団単位を基本とし、必要に応じて増隊するものとする。	警察及び豊中市消防局等と連携するとともに、必ず複数にて対応すること。

【出動に際して】

- ①自らの安全、家族の安全を確保してから出動する。
- ②命に危険を及ぼす可能性がある対応は絶対にしない。
- ③出動は必ず複数で行うこと。
- ④状況に応じて、団長の下命による災害対応を行う。